

医療機関等の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます

限度額適用認定証

をご利用ください

限度額適用認定証をご利用になると、窓口でのお支払いが自己負担限度額まで※1となり、高額療養費（払い戻し）の申請が不要※2になります。

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

- 「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関窓口に提示してください。

限度額適用認定証は70歳未満の方がご利用になれます。

- 70歳以上の方は、保険証と併せて高齢受給者証を提示すると窓口でのお支払いが自己負担限度額で済みます。
- 「全国健康保険協会」の名称が記載されている保険証をお持ちの方が対象です。

※全国健康保険協会（協会けんぽ）以外の健康保険にご加入中の方は、ご加入中の保険者にお問い合わせください。

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00123
	記号 11010203 番号 123456	平成〇〇年〇〇月〇〇日交付
氏名	健保 太郎	性別 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名称	〇〇〇〇 株式会社	
保険者番号	010100011	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇	

詳しい説明は最終面をご覧ください

限度額適用認定証の発行までの流れ

「限度額適用認定証」をご利用いただくには、申請が必要です。

申請書は**保険証に記載の全国健康保険協会（協会けんぽ）都道府県支部**にご提出ください。

なお、認定証の送付には**1週間程度**かかりますので日程に余裕をもってご提出ください。

郵送でのご提出にご協力
お願いします。



1 限度額適用認定証とは？

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

70歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1ヵ月（1日から月末まで）の窓口※¹でのお支払いが自己負担限度額まで※²となります。

※¹ 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※² 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。
保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

2 自己負担限度額はいくら？

自己負担限度額は被保険者の所得区分によって下表の3つに分類されます。

被保険者の所得区分	申請書の種類	自己負担限度額	多数該当※ ³
① 上位所得者（標準報酬月額53万円以上の方）	限度額適用認定申請書	150,000円＋（総医療費※ ¹ －500,000円）×1%	83,400円
② 一般所得者（①および③以外の方）	限度額適用認定申請書	80,100円＋（総医療費※ ¹ －267,000円）×1%	44,400円
③ 低所得者（※ ² ）	限度額適用・標準負担額減額認定申請書	35,400円	24,600円

※¹ 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※² 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、被保険者が市区町村民税が非課税等であっても、上位所得者に該当する場合の所得区分は上位所得者となります。

※³ 療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

3 実際にどれぐらいの窓口負担になるの？

計算例

1ヵ月の総医療費（10割）：100万円 所得区分：一般 窓口負担割合：3割

限度額適用認定証
を提示しない場合

300,000円（3割負担）を医療機関窓口で支払って、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻されます。

限度額適用認定証
を提示した場合

87,430円（自己負担限度額）の支払い、後日高額療養費の申請が不要となります。
自己負担限度額 ⇒ 80,100円 ＋ （1,000,000円 － 267,000円） × 1%

【限度額適用認定証申請時の留意点】

- 被保険者が低所得者に該当する場合は「健康保険限度額適用認定申請書」では申請できません。
「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。
- 限度額適用認定証の有効期間は、申請書を受け付けた日の属する月の1日（資格を取得した月の場合は、資格取得日）から最長で1年間の範囲となります。
- 申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。日程に余裕を持ってご提出ください。